

新体育館整備運営事業の進捗状況等について

1 建設工事の進捗状況について

新体育館の建設工事は予定どおり進んでおり、現在、屋根・外壁工事がおおむね完了し、主に内装、電気設備工事を行っています。令和 5 年 8 月末時点での工事進捗率は 76.9% であり、今年 12 月には完成予定です。



(令和 5 年 8 月 2 9 日撮影)

2 出雲市総合体育館のネーミングライツについて

このことについては、令和 3 年 2 月の提案書提出時に出雲アリーナパートナーズ (株) から提案を受けており、この内容等について協議を行ってきました。

この度、協議が整い、出雲市総合体育館のネーミングライツについて次のとおり決定しましたので報告します。

【スポンサー企業】 福間商事株式会社 代表取締役 福間 正 純
(出雲市長浜町 1372 - 8)

【期 間】 令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 (3 年間)

【金 額】 1,000,000 円/年

【名 称】 出雲だんだんとまとアリーナ (いずもだんだんとまとありーな)

【名称理由】 福間商事が 6 年前より販売する「だんだんとまと」は、その多くを地元スーパーで販売しており、その商品名にちなんで「出雲だんだんとまとアリーナ」を提案します。

このトマトは「アイメック」という水とトマトに必要な養分しか透さない特殊なフィルムで栽培し、農薬の使用も極めて少ないのが特徴です。栽培時に発生する CO₂ は、出雲市の J-クレジット制度を利用して、カーボンオフセットをしています。

また、出雲市新体育館が、市民をはじめとする多くの方々に利用され、利用者に「だんだん (ありがとう)」を伝えたい想いでこの名称を提案します。

3 出雲市総合体育館の利用受付方法等について

このことについて、次の考え方を基本として、今年12月頃からメインアリーナ及びサブアリーナについて、大会等の受付を開始する考えです。

なお、この大会等に関連して、会議室及び多目的室を利用する場合は、合わせて受付を行う考えです。

(1) アリーナのコート数について

アリーナの各競技種目のコート数は次のとおりです。

なお、この各競技種目のコートについては、競技団体及び高等学校体育連盟・中学校体育連盟各競技部の方と協議を行い、次のとおり配置することとしました。

競技種目	メイン	サブ	備考
バスケットボール	2 面	1 面	(メイン)センターコート1面 (サブ)非公式コート2面
バレーボール	2 面	1 面	(メイン)センターコート1面 (サブ)非公式コート2面
バドミントン	10 面	6 面	スポンジテニス・ソフトバレーボールも兼用
ドッジボール	2 面	1 面	
卓球	12 面	6 面	
フットサル	1 面	1 面	(メイン)非公式コート2面
テニス	3 面	1 面	
柔道	6 面	4 面	
剣道	6 面	4 面	(メイン)非公式コート8面
空手	12 面	6 面	
なぎなた	6 面	4 面	

(2) 利用受付順位について

出雲市総合体育館の利用受付については、次の①から⑤の順番に行う考えです。この内、①から③については翌年度1年分を一括して受け付けを行います。

なお、同規模の大会で日程が重なった場合は、使用時間が長い方を優先し調整を行います。

順位	予約種別	予約方法	単位	時間単位	対象期間
①	市が主催または共催する大会・イベント	市確認	全面	時間区分	1年分
②	大会等の予約調整 i. 全国大会・西日本大会 ii. 中国ブロック・山陰大会 iii. 島根県大会 iv. 市・ブロック大会 v. 市内の地域・学校・団体が実施する大会 (その他、それぞれに準ずる大会・イベントを含む)	利用調整	全面	1日単位 (8時間以上)	1年分
③	事業者の提案利用企画	事業者確認	部分	1時間単位	1年分
④	一般利用	先着順	部分	1時間単位	1か月先を含む月
⑤	個人利用	当日	部分	1時間単位	当日

(3) 利用受付の開始時期について

市民の方の受付については、①の市が主催または共催する大会・イベントの調整を行った後、②の大会等を今年12月頃に先行し行う考えです。

また、一般利用については、利用希望日の1か月前の1日から受け付けを行います。なお、一般利用の受付は施設窓口のほかインターネットでの予約も可能です。

予約種別	受付開始時期
①市が主催または共催する大会・イベント	令和5年9月頃～11月
②大会等の予約調整	(照会) 令和5年12月上旬～12月下旬 (調整) 令和6年1月
③事業者の提案利用企画	令和6年1月(②の調整終了後)
④一般利用	利用希望日の1か月前の1日から (令和6年4月分は、令和6年3月1日から)
⑤個人利用	利用日当日

(4) 利用受付方法等の周知について

上記の利用受付方法等の周知については、市及び運営事業者(ミズノ(株))が事前PR用に開設しているホームページ(11月以降は出雲市総合体育館のホームページ)に掲載するほか、10月に発行する「出雲市新体育館だより」第4号にて周知を図ります。

また、今回が初めての受付となることから、出雲市スポーツ協会加盟団体、出雲市中学校・高等学校体育連盟等には個別に案内を送付する考えです。

出雲市スポーツ施設条例施行規則(参考)

(使用の許可申請)

第2条 条例第4条第1項に規定する使用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる日までに、出雲市スポーツ施設使用許可申請書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、その期間によらないことができる。

- (1) 大会等で使用する場合 使用を開始しようとする日の属する月の初日の1年前から使用を開始しようとする日
- (2) 一般使用の場合 使用を開始しようとする日の属する月の初日の1か月前から使用を開始しようとする日

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の使用許可申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、使用を許可するときは、当該申請者に対して出雲市スポーツ施設使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。ただし、前条第1項第1号の規定による申請書を使用予定日の属する年度の前年度に受理したときは、翌年度の開始前までに、使用許可書を交付するものとする。

(許可の順位)

第5条 スポーツ施設の使用の許可は、第3条第1項のただし書を適用する場合を除き、使用許可申請書が受理された順序による。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 事業者借入金（市の一般財源部分）に係る基準金利等の変更について

新体育館整備運営事業は、事業手法がPFI手法のため、設計・建設期間に係る経費について、事業者から建物の引き渡しを受けた後（令和6年2月1日）、市が“学校施設環境改善交付金”及び“公共施設等適正管理推進事業債”の特定財源部分を事業者を支払い、本来、市が準備する一般財源部分については事業者（出雲アリーナパートナーズ（株））が借入れ、市は維持管理・運営期間（15年間）において、借入金に係る割賦金利を含め事業者を支払うこととなります。

この割賦金利に関し、当初契約時と比べ変更等が生じており、今後の金利の動向によっては、12月議会において補正予算（債務負担行為限度額の追加）を提出する可能性があることから、現状について次のとおり報告します。

（1）現行契約上の「割賦料」及び「金利変動に伴う改定」の内容について

①割賦料

（事業契約書：別紙6 サービス対価の構成及び支払方法（第78条、第79条関係）P57・58）

割賦料は、事業者が提案する施設整備費及び割賦金利に基づき、維持管理・運営期間を返済期間とする元利均等償還方式により算定される割賦元金と割賦利息の合計を以下のとおり各支払回において支払う。

項目	内 容
割賦金利	<u>基準金利＋スプレッド（0.30%）</u>
基準金利	<u>0.346%</u> <u>ただし、令和2年7月31日午前10時現在の基準金利（6ヶ月LIBORベース15年物（円/円）金利スワップレート（TSR））に基づく金利</u>
支払回数	令和6年度第1四半期（4月～6月）を第1回とし、以降四半期毎に計60回にわたって支払う。
支払金額	上記割賦元金及び割賦金利から、元利均等償還方式により算定される割賦元金と割賦利息の合計を各支払回に支払う。ただし、初回の四半期は、事業者が提案する施設所有権移転日以降の日数を割賦料算定期間とする。

②金利変動に伴う改定

（事業契約書：別紙6 サービス対価の構成及び支払方法（第78条、第79条関係）P60・61）

割賦料については、以下のとおり、提案時からの基準金利の変動に基づいて改定させるものとする。

項目	内 容
基準金利	<u>提案時の0.346%から、金利確定日における午前10時現在の基準金利（6ヶ月LIBORベース15年物（円/円）金利スワップレート（TSR））への変動を反映させて割賦料を改定する。</u>
金利確定日	<u>施設引渡予定日の2銀行営業日前</u> (銀行営業日でない場合はその前営業日)

※将来LIBORが廃止された場合には、協議のうえ、国等の事例を参照しながら代替金利を定める。

(2) 基準金利等の変更内容について

①変更内容

- a. 基準金利の変更
- b. 金利確定日の変更
- c. 基準金利の利率の変更

②変更理由

- a. 基準金利の変更

“(1) -①”により、現契約上、基準金利については「6ヶ月 LIBOR ベース 15年物 (円/円) 金利スワップレート (TSR)」を使用することとしていましたが、LIBOR が令和3年12月末をもって公表が停止されたことを受け、事業者・金融機関・市・アドバイザー (パシフィックコンサルタンツ株) の4者で、公表停止に伴い新たに設けられた金利指標や国等の動向を参照しつつ協議 (“(1) -②” 欄外参照) を行ってきました。

協議の結果、LIBOR を算出するリフィニティブ社が、LIBOR と可能な限り連続性を持たせ、当事者双方への影響を最小化させた金利指標として、新たに「東京スワップレート (TSR) ・フォールバック」を公表し、この指標を使用することが、当事者双方にとって最も影響が少ないことや、他のPFI手法で事業を行っている事例でも、この指標に移行していることを踏まえ採用することとしました。

- b. 金利確定日の変更

“(1) -②”により、現契約上、金利確定日は“施設引渡予定日の2銀行営業日前”であり、事業者と協議の結果、施設引渡日が“令和6年2月1日”となったことから、金利確定日が当初契約の“令和2年7月31日”から“令和6年1月30日”に変更となるため。

なお、当初契約時点で基準金利を“令和2年7月31日”としている理由は、入札公告時 (令和2年10月30日) に公表する予定価格を算出するためであり、実際に事業者が借入れ (一般財源部分) を行うのは、施設引渡後となることから、事業契約書に“②金利変動に伴う改定”の規定を設けています。

- c. 基準金利の利率の変更

“b”の変更に伴い、“令和2年7月31日”時点の金利 (0.346%) から“令和6年1月30日”時点の金利に変更となるため。

なお、現状として基準金利が上昇傾向 (令和5年7月24日時点: 0.906%) にあり、今後、12月議会に補正予算 (債務負担行為限度額の追加) の議案提出を想定しています。

この“基準金利の利率の変更”は、利率の上下により直接的に契約額に影響を与えます。今回、補正予算が必要となる可能性が生じた大きな原因としては、この利率の変更に伴うためとなります。

③変更内容

i. 変更前

割賦金利	基準金利＋スプレッド(0.30%)
基準金利	<u>0.346%</u> ただし、 <u>令和2年7月31日</u> 午前10時現在の基準金利(6ヶ月 <u>LIBOR</u> <u>ベース15年物</u> (円/円)金利スワップレート(TSR))に基づく金利

ii. 変更後

割賦金利	基準金利＋スプレッド(0.30%) ※変更なし
基準金利	<u>●●●●%</u> ただし、 <u>令和6年1月30日</u> 午前10時現在の基準金利(<u>東京スワップ</u> <u>プレート・フォールバック15年物</u> (円/円)金利スワップレート(TSR))に 基づく金利

(3) 基準金利の変更に伴う影響額について

以上の変更に伴い、今後、12月補正予算の提出を想定しています。実際の影響額については、基準金利の確定日が令和6年1月30日となるため、その時点での計算によることとなりますが、現時点(令和5年7月24日時点)での金利による影響額は次の様になっています。

①影響額の試算に係る基準金利

a. 変更前〔LIBORベース15年物金利スワップレート(TSR)：R2.7.31 10:00時点〕
【割賦金利】0.646% = 0.346% (基準金利) + 0.30% (スプレッド)

b. 変更後〔東京スワップレート・フォールバック金利スワップレート(TSR)：R5.7.24 10:00時点〕
【割賦金利】1.206% = 0.906% (基準金利) + 0.30% (スプレッド)

②基準金利変更に伴う影響額 ※令和5年7月24日時点の金利(0.906%)で計算しています

a. 当初契約時点(i) ⇒ 変更契約後(物価対価・太陽光等反映分)(ii)

(単位：千円)

	割賦元本	割賦金利	(支払額)	参考(年額)
i. 当初契約時点	772,453	39,323	811,776	54,118
ii. 変更契約後(物価対価・太陽光等)	842,028	42,865	884,893	58,993
差引(ii - i)	69,575	3,542	73,117	4,875

b. 変更契約後(物価対価・太陽光等反映分)(ii) ⇒ 基準金利変更後(iii)

	割賦元本	割賦金利	(支払額)	参考(年額)
ii. 変更契約後(物価対価・太陽光等)	842,028	42,865	884,893	58,993
<u>iii. 基準金利変更後</u>	<u>842,028</u>	<u>81,142</u>	<u>923,170</u>	<u>61,545</u>
<u>差引(iii - ii)</u>	<u>0</u>	<u>38,277</u>	<u>38,277</u>	<u>2,552</u>

c. 当初(i) ⇒ 基準金利変更後(iii)

※参考：差引(iii - i)	69,575	41,819	111,394	7,427
-----------------	--------	--------	---------	-------

(4) 基準金利の変更スケジュール

今後の基準金利の利率の動向によりますが、基準金利の確定は“令和6年1月30日”であり、確定の後、3月議会に補正予算を計上する場合、3月末の支払いが出来なくなることから、基準金利の見込み利率をもって12月補正予算を提出することを想定しています。

○令和5年12月	補正予算（債務負担行為限度額の追加）の提出
○令和6年 1月30日	基準金利の確定
○ 〃 2月	事業変更仮契約の締結
○ 〃 3月	事業変更契約議案の提出
○ 〃 3月末	事業費（交付金・起債・消費税分）の支出

(5) 参考資料【用語解説】

①LIBOR 東京スワップレート (TSR)

「LIBOR (London InterBank Offered Rate)」とはロンドン市場での銀行間取引金利のことであり、主要な5通貨（米ドル・英ポンド・スイスフラン・ユーロ・日本円）について公表されており、金融機関における参照指標として利用されている。

「LIBOR 東京スワップレート」とは、LIBOR ベースの東京スワップレートをいう。

PFI 事業においては、長期に亘る収支計画を立てるため、SPCは固定金利で融資を受けるのが一般的であり、この時の基準金利として「6か月円 LIBOR ベース東京スワップレート (TSR)」が多く用いられていることから、本市でも同基準を採用した（6ヶ月 LIBOR とは、6ヶ月ごとに新たに定められる金利のこと）。

②TONA 東京スワップレート (TSR)

「TONA (Tokyo Over Night Averagerate) 東京スワップレート (TSR)」とは、日本円の無担保コール翌日物金利に期間構造を持たせたものであり、「LIBOR TSR」を算出するリフィニティブ社が同指標の代替金利指標として公表したもの。

③東京スワップレート (TSR) フォールバック

「LIBOR TSR」と「TONA TSR」では、ベースとなる金利の違いにより、金利水準に概ね5～6bp程度の差が生じており、「TONA TSR」を直接「LIBOR TSR」の代替金利指標とすると、当事者双方に影響が生じる可能性があることから、リフィニティブ社が「LIBOR TSR」と「TONA TSR」の金利水準の差について調整を行い、可能な限り連続性を持たせ、当事者双方への影響を最小化させた金利指標として公表したもの。

④スプレッド

本件の割賦金利については、事業契約書において、「基準金利」＋「スプレッド（金融機関の利益部分）」としている。

本件では、スプレッドは事業者提案によるものとしており、スプレッドは入札価格に影響するため、入札前の時点であらかじめ事業者と金融機関で協議を行い提案されている。

5 今後の事業スケジュールについて

令和5年	11月	新体育館ホームページ開設
	12月	使用受付開始（市事業を受付・調整の後、大会等の受付を行う予定）
	〃	【議会】補正予算（債務負担行為限度額の追加）の提出
	〃	【議会】指定管理者の指定議案の提出 （指定管理期間）令和6年4月1日～令和21年3月31日（15年間）
	〃	～ 新体育館竣工 ～
令和6年	1月～3月	～ 開業準備 ～
	1月30日	基準金利の確定
	2月	事業変更仮契約の締結
	2月 1日	新体育館施設引渡し（事業者 ⇒ 市）
	<u>2月29日</u>	<u>定礎・竣工式、内覧会</u>
	3月	【議会】事業変更契約議案の提出
	3月9・10日	出雲市新体育館プレオープンイベント V1男子 レギュラーラウンド JTサンダース広島（広島） 対 堺ブレイザーズ（大阪）
	<u>〃 23～29日</u>	<u>開館記念イベント（オープニング・クリニック・体験コーナー等）</u>
	4月 1日	開 館